

伊監第50号

令和5年2月9日

伊豆市長 菊地 豊 様

伊豆市監査委員 渡邊 光由
伊豆市監査委員 小長谷 順



定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり報告します。

記

1 監査の期日：令和5年1月27日(金)

2 監査の対象：市民部 市民課、税務課、環境衛生課、清掃センター

3 監査の方法：提出を求めた監査資料等に基づき、各担当課の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を行った。

4 監査の結果：監査を実施した範囲においては、関係法令等に準拠して執行されており、特に指摘事項はありません。

5 監査の概要及び意見：対象部課の監査結果の概要及び意見は、次のとおりです。

【市民部】

(1) 市民課

① 市民窓口業務の状況については、本年度から包括的アウトソーシングを実施し、税務課と合わせ、窓口業務の委託を開始した。年度当初は引継ぎ期間の不足や繁忙期であり、すべての事務に市職員の確認が必要だったが、時間の経過とともに待ち時間の短縮や発行業務がスムーズになった。委託職員に経験者がいなかったため、市職員が指導しながら育てているとの説明を受けた。

窓口の対応は、受け答えなど丁寧で、市民としてとても良いと感じます。窓口で扱う証明の発行等は件数が多いですが、市民課の窓口は市役所の顔です。アウトソーシングに移行した業務があるとはいえ、今まで同様お客様を常に笑顔で迎えていただき、窓口業務を充実させ、さらなる市民サービスの向上に努めていただきたい。

旅券事務について、審査事務を除く申請と交付は、令和元年度は600件以上の取扱件数だったが、2年度、3年度ともに新型コロナウイルス感染症の影響で、年間100件を

下回る件数だった。4年度は行動制限も緩和され、海外への行き来が以前に戻りつつあり、件数は増えてきている。令和5年3月27日から更新の場合の申請のみ、電子(マイナポータル)申請が可能となる。

マイナンバーカードの交付事務については、12月末までの交付件数は4,997件で、平成27年度からの交付件数は18,240件、交付率62.21%(対人口)となっており、年度末には65%を超える予想とのこと。マイナンバーカードを利用した住民票・印鑑証明書・課税所得証明書の取得ができるコンビニ交付サービスを実施しており、市民課分の利用件数は次のとおりであった。

年 度	住民票	印鑑証明書	合 計
令和3年度(4~12月)	455件	298件	753件
令和4年度(4~12月)	839件	524件	1,363件

年末年始を除き早朝から夜まで(6:30~23:00)、土日祝日でも住民票・印鑑証明書・課税所得証明の取得が可能となっている。令和5年2月から、マイナンバーカードを使ったコンビニ交付の手数料を、窓口交付手数料より100円減額する。コンビニ交付の運用は117円/件の手数料がかかり、窓口交付に比べると217円/件の身銭を切ることになるが、令和5年6月からは戸籍もコンビニ交付を予定しており(戸籍も窓口交付と比べ、発行手数料を100円減額)、市民サービス向上のためと窓口の混雑緩和、マイナンバーカードの保有メリット向上に努めている。

マイナンバーカードの発行は、市民課と各支所のサポートと促進の努力により、申請率は7割を超える県内でも上位の発行率である。身分証明、健康保険証、免許証や確定申告での利用等、この先使用頻度がますます増えてきます。これにより、業務効率化がますます図れるよう、更なる交付率のアップに期待します。

- ② 各種相談業務については、行政相談、法律相談、消費生活相談を行っており、その開設状況、相談件数の実績を確認した。消費生活相談は、伊豆の国市との広域対応をしている専門職の相談員が対応しており、消費生活センターとしては、毎週火曜日から金曜日に相談員を配置し相談を受けられる。結婚相談業務は、本年度地域づくり課へ移管され、県事業や民間事業と連携するなどして事業を実施することになったとのこと。

消費生活相談は、資格を持った専門職が対応していることで、高齢者などが相談するにはとても心強いです。大変ではありますが、解決に向けてのアドバイスを引き続きお願いするとともに、被害件数が減少するような施策に期待します。

各相談実績件数は次のとおり。

期 間	行政相談	法律相談	消費生活相 談
令和3年度(4~12月)	1件	48件	80件
令和4年度(4~12月)	1件	54件	101件

- ③ 国民年金事務では、本年度12月までの主な受付事務件数として取得・喪失申請290件、免除等申請209件との説明を受けた。免除申請による所得照会は、マイナンバーの

情報連携により日本年金機構で処理が可能とのこと。障害年金の申請数は、本年度12月末までで13件(昨年度22件)となっているとの説明を受けた。

引き続き年金事務所との連絡を密にし、年金事務における手続等の混乱が起きないよう、また、市民に不利益とならないよう、柔軟な対応をお願いします。

④ 国民健康保険の給付状況について、療養給付費一般分3月～10月分と、療養費一般分4月～11月分の8カ月分を合計した支給決定額は1,516,662千円で、前年同期比104,832千円の減となった。高額療養費一般分4月～11月の支給決定分は、212,306千円で前年同期比24,257千円の減だった。退職分については、平成26年度末で制度が廃止となっているため給付対象者はいない。ここ2年ほどの減少は、新型コロナウイルス感染症の影響があったと考えられるが、今年度の減少の要因は人口減少に伴って被保険者数が減少しているため、その影響で医療給付や高額医療費の給付などが減少していると考えられる。

国民健康保険については、診療報酬明細書(レセプト)の点検などにより、正しい医療費や療養費の給付ができるよう、また、それらのデータから健康寿命延伸の指針となるように引き続き努めていただきたい。

⑤ 後期高齢者医療保険は、医療機関受診の際の窓口負担以外の医療費を、国・県・市による公費負担5割、現役世代からの支援金4割、被保険者からの保険料1割の割合となっており、高齢者も保険料で財源を負担している。被保険者数も年々増加傾向が続いている、令和3度末6,467人(令和2年度末6,401人)となった。医療費では、1人当たり令和3年度773,783円(令和2年度766,450円)と、やや増加している。

団塊の世代の75歳到達により、後期高齢者医療保険被保険者の人数が増加している。令和4年10月から所得200万円以上の被保険者の負担割合が2割となった。健康支援対策や介護予防などの更なる充実を図り、後期高齢者への医療費抑制につながることに期待します。

(2) 税務課

① 本年度の各市税並びに国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の12月末現在の調定額、収納額、還付額及び徴収率は、次の表のとおりであった。

(単位：円・%)

区分	調定額	収納額	還付額	徴収率	対前年度 調定比	対前年度 徴収率差
市民税	1,339,115,650	906,854,545	1,880,304	67.57	99.04	-0.13
個人	1,215,157,050	782,976,541	0	64.43	99.29	-0.04
法人	123,958,600	123,878,004	1,880,304	98.41	96.70	-0.21
固定資産税	2,326,132,658	1,819,248,154	785,576	78.17	107.15	0.18
軽自動車税 (種別割)	111,540,200	110,100,800	134,600	98.58	102.02	0.19
軽自動車税 (環境性能割)	5,774,900	5,774,900	0	100.0	126.47	0.00
市たばこ税	184,248,718	163,796,178	0	88.89	105.39	0.22
入湯税	83,521,400	82,562,200	2,350	98.84	133.85	-1.16
計	4,050,333,526	3,088,336,777	2,802,830	76.17	104.55	0.33
滞納分	179,477,465	46,850,931	215,009	25.98	61.85	-9.25
合計	4,229,810,991	3,135,187,708	3,017,839	74.04	101.58	1.03

市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の本年度12月末の現年分調定額は、4,050,334千円で前年度同時期と比べ176,279千円の増額となった。

国民健康保険税の収納状況は、12月末現在で次のとおりであった。

(単位：円・%)

区分	調定額	徴収率	対前年度 調定比	対前年度 徴収率差
国民健康保険税	一般	771,660,500	65.48	98.27
	現年度分 退職			
	滞納分	119,306,316	26.41	75.87
	合計	890,966,816	60.25	94.54

介護保険料は、現年度12月末現在の収納額524,149千円（対前年度比100.46%）、後期高齢者医療保険料では、現年度12月末現在の収納額243,487千円（対前年度比103.68%）であった。

② 不納欠損処分の件数と金額について、令和4年12月末現在で次のとおりであった。差押執行状況では、187件30,175千円の取立金額となっている。

(単位：件・円)

税目	執行停止		不能欠損処分	
	件数	税額	件数	税額
個人市民税	47	1,866,051	116	3,464,810
法人市民税	2	331,198	3	108,098
固定資産税	278	23,899,042	578	26,580,743
軽自動車税	9	74,600	73	395,400
入湯税	0	0	0	0
計	336	26,170,891	770	30,549,051
国民健康保険税	36	6,666,490	192	15,297,454
後期高齢者医療保険料	5	95,300	28	64,880
介護保険料	9	841,620	79	1,774,085
合計	386	33,774,301	1,069	47,685,470

- ③ 滞納者電話催告業務については、12月末までに4,937件の発信を行い、1,810件の通話件数中1,250件の納付約束を取り付け、納税相談の申し出を36件受け付けている。早期滞納者解消の目的で、督促状でも收まらないなどの未納者を中心に電話での催告業務を行っていることを確認した。電話催告は経験や知識の豊富なオペレーター2名を外部委託しており、夜間休日督促等も行い、実施結果に効果がでている。近ごろ固定電話がない家が多くなっているなど、電話をかけることにも苦勞があると思いますが、引き続き催告業務の執行をお願いします。
- ④ コンビニ収納は、導入税目(市民税、固定資産税、軽自動車税)の総利用件数が令和4年12月末現在25,528件、前年同期比3.7%の増となった。収納額では令和4年12月末現在308,956千円、前年同期比6.3%、18,385千円の増となっている。またPayPay・LINEPayによる納付件数も増加している。キャッシュレス収納は、これから的主要ツールであり期待するとともに、電子決済の利用状況に合わせたツールの追加も進めていただきたい。またデジタル化による社会変革が重要となっている中、地方税の納付書にQRコードを印字し、スマートフォンで納税できるようなシステムが実現する方向にあり、納付方法も様々に変更をしていくことになると思われる。運用手数料など経費を要すると思うが、納税者のニーズに対応することにより利便性が向上し、滞納が減少するよう、いつでも対処できる体制づくりを整えていただきたい。
- ⑤ 静岡地方税滞納整理機構には、本年度20件、24,077千円の徴収移管を行い、機構への負担金は5,679千円で、そのうち前々年度徴収実績による徴収実績割が2,734千円となった。移管予告効果による納付は22,347千円で前年度の25,601千円より減額となっているが、前年度より本年度の徴収移管額が少なくなっている。
- 今後も、収納対策強化事業として滞納整理機構との連携を更に強化し、滞納金額の削減に効果的な徴収方法を採用するなど、全体的な収納率アップに繋がるよう期待します。

(3) 環境衛生課

- ① 廃棄物減量対策事業では、指定ごみ袋の発注数は容量10から70Lまでの種類ごと、増加傾向がみられる。コロナ関連の規制が緩和されたことにより、事業系のごみが増量しているとのこと。生ごみ処理器設置費補助金は、昨年度18件の交付実績に対し、本年度12月末時点で16件の交付金申請があるとのこと。ごみの減量化については、改訂した「ゴミの出し方便利帳」に盛り込んだ他、チラシを配布するなど努力している。今後の施策として、資源ごみ集団回収事業の継続、広報紙、FMS等を活用した3R運動に関する情報発信、食品ロス対策などによる破棄ロスの削減、事業系一般廃棄物の減量に向けた事業所への立ち入り調査の継続、生ごみの水分減量による焼却量の減量化等の情報発信を引き続き実施していくとのこと。

また、令和5年1月から新ゴミ処理施設「クリーンセンターいず」が稼働し、始動は順調のようである。

食品ロス対策や、燃えるごみの水分減量対策等は、なかなか難しい問題であると思うが、カーボンニュートラルと合わせアナウンスをしっかりとし、ごみ減量となるよう、引き続き各家庭や事業所への周知をお願いします。

② 不法投棄対策事業では、不法投棄処理量が令和3年度7,040 kgであったのに対し、本年度12月末現在5,860 kgで、近年減少傾向にあったが、前年同期に比べると増加している。今年度から自治体に対して不法投棄監視カメラの貸し出し事業を開始し、現在2地区に設置している。この事業は抑止効果を狙って、交通量の多い道路の脇に設置しているとのこと。また、パトロールや廃棄物の回収、運搬等の業務を包括的アウトソーシング(4名)とした。

広大な敷地を有する伊豆市において、監視作業は難題ではあるが、今後の対策としてアウトソーシングによるパトロール強化や、悪質な場合の事件化を見据え警察との連携を強めるなど、早期の対応でそれ以上増やさないよう努めていただき、引き続き抑制効果が上がることを期待します。

③ 環境保全事業では、水質検査(契約額282,040円)及び土壤検査(契約額154,000円)について、公害防止協定又は水質汚濁苦情により次の検査を実施していることを確認した。令和3年度は、水質、土壤検査ともに異常なしとのこと。

- (1) 柿島養鱒場(水質検査) 一級河川地蔵堂川2か所
- (2) 日本エスエルシー(水質検査) 一級河川冷小川2か所
- (3) 中外鉱業(土壤検査) 敷地内1か所
- (4) 一級河川大見川水系のうち馬場沢橋、大東橋、新橋、小川橋付近の各1か所ずつ。

自動車騒音常時監視業務は、自動車の騒音状況を5ヵ年の実施計画書に基づき毎年調査を実施し、環境省に報告する業務である。調査路線は次の通りである。

令和4年度 国道136号1区間及び県道伊東修善寺線1区間の調査実施

- 1) 大平IC～出口交差点 2) 修善寺橋～飯田工業中伊豆工場

※ 問題個所なし

④ 平和寺環境汚染問題の状況は、令和2年度から対応している。県の措置命令の期限が過ぎているが変化はない。令和4年度の対応は、水質検査、廃棄物交じり土砂の浚渫、作業用道路及び流出防止策修繕工事などを行った。今後の対策として、損害賠償請求訴訟の対応、平和寺環境汚染問題対策協議会の運営、県の代執行に対する調整等対応していくとのこと。

長くなる案件ですが、これ以上の被害が大きくならないように現状を維持しながら最後までしっかりとやっていただきたい。損害賠償請求訴訟では、原因と責任の所在を明らかにして、市民が納得できる決着ができると望みます。また県が代執行を行う際は、地元市民の意見をよく聞き、その希望を優先し進めていただくよう、調整・確認をお願いします。

⑤ 伊豆市環境基本計画では、今年度「伊豆市カーボンゼロ戦略」が宣言され、この内容を具体化し、伊豆市環境基本計画の中に取り組む準備を行う。また、令和7年度に実施

される第2次計画作成に向け、来年度から市内全域の温暖化対策に向けた設定・施策の準備を進める。山、川、海、人と人をつなぐそれぞれ4つのプロジェクトを実施している。

いかに市民を巻き込んでごみの収集につなげていくかが大切なので、市民の協力を得られるよう積極的に周知していただき、市民にわかりやすい目標値を定めることにより市民に環境保全運動をもっと身近に感じてもらう取り組みをお願いします。

- ⑥ 新リサイクルセンター整備事業は「クリーンセンターいづ」の稼働に伴い、焼却施設の解体とともに、新たなリサイクルセンターを整備する。また、地元の要望として、進入路の市道の改良工事も行う。市道の改良工事については、令和6年度の施設完成後、令和7年度に予定している。

リサイクルセンターの整備は、令和5年3月に仮設ヤードを設置し、収集場所を変更することから始め、令和7年2月完成を目指すこと。

県道からの進入路となる市道の改良も計画しているとのことで、市民が利用しやすいきれいなリサイクルセンターが、計画どおりに完成するよう進めてください。

- ⑦ カーボンニュートラル促進事業は、伊豆市カーボン戦略に対応するため、「創エネ畜エネ推進」「ごみ減量化」「脱プラスチック推進」を推進し、「ゼロカーボンを進める計画」を策定・実行することで市内のゼロカーボン化を進める。今年度、創エネ畜エネの推進で住宅用蓄電池システム設置費補助金事業を開始したところ、21件の申請があった。

太陽光パネルの撤去方法が確立されていないため、家庭用パネルの撤去の問題等あると思うが、具体策を考えながら、ゼロカーボンに伴うアナウンスを広げていき、促進していただきたい。

- ⑧ 広域廃棄物処理施設整備の状況については、「クリーンセンターいづ」が令和5年1月から本格稼働を開始した。処理能力は82トン/日を2炉で処理する。処理方法は発電設備付きストーカー式焼却方法で、対象物は可燃ごみ、可燃粗大ごみ、災害ゴミとなっている。令和4年度は夏に親子見学会を実施し、火入れ式や完成竣工式を行い、1月16日からは施設見学会の受付を開始している。稼働に伴い畳の受入れを開始したところ、搬入量が多いとのこと。直接搬入手数料の改訂や、木質粗大ごみの基準を緩和するなど、これまでより搬入しやすくなっている。

順調に始動したようで、伊豆の国市と共同で循環型社会形成の推進が図られることはたいへん良いと思います。畳の受入れも開始し好評のことなので、これまでと変更になったことなどを市民に分かりやすくアナウンスしていただきたい。

(4) 清掃センター

- ① 一般廃棄物収集処理事業は、市内4コースを市内の運搬事業者と、3年間の長期継続契約を締結し、市内798個所のごみステーションからごみの収集を行っている。令和3

年7月で市内4業者との契約が終了したため、令和3年8月から令和6年7月までの長期契約を締結した。

事業の遂行により、ごみ量が少しづつ減少していることが伺える。引き続きごみ集積所の取り忘れの防止、イエローカードの適正な運用と迅速な回収等に努めていただきたい。新リサイクルセンター建設に伴い、しばらくの間処理エリアが狭くなるが、市民の理解、協力を得ながら住民に迷惑をかけないように運用していただきたい。新施設の運用開始まで引き続き順調な運営をお願いします。

- ② リサイクル事業については、2施設と1委託施設の運営と次の資源ごみのリサイクルの状況について確認した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年12月現在
資源ごみ品目数	19種	19種	19種
数量(kg)	851,716	814,406	580,730
金額(千円)	6,167	9,865	10,408

缶プレス機とプラスチック減容機は、設置から10年以上経過しており、機器の延命化を図るため、定期的に点検修繕を実施しているとのこと。

リサイクル品は貴重な財源でもあることを、市民があまり分かっていない。民間回収ボックスがいろいろなところにあるが、意識しないで入れている市民が多いよう思う。これまで広報はしていると思うが、引き続き売買額が増えるよう分別収集の協力呼び掛けと、財源確保の向上に努めていただきたい。また、新リサイクルセンターになっても順調な運営となるよう期待します。

- ③ 汚泥再生処理センター（ピュアプラザ）は、安定した汚水処理を維持するために、施設の設備機器に求められる性能水準を保ちつつ、施設の長期延命化を図るために計画的に設備機器のメンテナスを実施している。し尿処理の状況は、次のとおりであった。

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (12月末)
搬入台数(台)	3,212	3,211	3,300	2,606
搬入日数(日)	241	243	242	183
搬入量(kℓ)	7,829	7,750	7,800	6,102
搬出量(kg)	295,954	294,299	292,000	203,759